

第4号様式（第9条関係）

## 質疑回答書

事業件名 令和7年度町有地売却（東七条八丁目）

質問事項	回答
1 売却地南側の歩道にある街路樹や花壇の取り扱いはどうなるのか。	1 町では街路樹や花壇の撤去・移設は行いません。必要に応じて、所有権移転登記完了後に道路法第24条の手続きを行ってください。